

用語の解説

1 民営事業所

(1) 事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

経済活動が、単一の経営主体のもとで一定の場所（一区画）を占めて行われていること。

物の生産や販売、サービスの提供が、従業員と設備を有して、継続的に行われていること。

すなわち、一般に、商店、工場、事務所、営業所、銀行、学校、病院、神社・寺院、旅館、学習塾などと呼ばれているものが事業所である。

(2) 民営とは、国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

2 異動状況別事業所

存続事業所……平成13年調査で把握された事業所で、平成16年6月1日にも現存している事業所をいう。

新設事業所……平成13年調査日（平成13年10月1日）の翌日以後に開設した事業所のほか、他の場所から移転してきたものを含めた事業所をいう。

廃業事業所……平成13年調査日の翌日以後に廃業した事業所のほか、他の場所に移転したものを含めた事業所をいう。

3 経営組織

個人経営……個人が事業を営んでいる場合をいう。法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含めた。

法人……法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。

会社……株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、相互会社及び外国の会社。ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により日本にその事務所などを登記したものをいう。

なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社とはしない。

会社以外の法人……法人格をもっているもののうち、会社以外の法人をいう。例えば、社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、事業協同組合、農（漁）業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、日本放送協会（NHK）、各種の公団・公庫・事業団などが含まれる。

4 事業所の産業分類

事業所が主に（原則として過去1年間の販売額又は収入額の多いもの）行っている事業の種類により、原則として、日本標準産業分類（平成14年3月総務省告示第139号）によって分類したものをいう。一部の小分類項目については、分割したのもも小分類として

いる。

5 従業者

調査日現在、当該事業所に所属して働いているすべての人をいう。したがって、他の会社や下請先などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。また、当該事業所で働いている人であっても、他の会社や下請先などの別経営の事業所から派遣されているなど当該事業所から賃金・給与(現物給与を含む。)を支給されていない人は、従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者とした。

個人業主……個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営しているものをいう。

無給の家族従業者……個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。

有給役員……経営組織が個人経営以外の場合の有給役員をいう。

有給役員とは、法人、団体の役員(常勤,非常勤は問わない。)で給与を受けている人をいう。重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含める。

常用雇用者……事業所に常時雇用されている人をいう。期間を定めず雇用されている人、若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人又は平成16年4月と5月にそれぞれ18日以上雇用されている人をいう。

正社員・正職員……常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれる人をいう。

パート・アルバイトなど……常用雇用者のうち、一般に「パートタイマー」、「アルバイト」、「嘱託」又はそれに近い名称で呼ばれている人をいう。

臨時雇用者……常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

派遣・下請従業者……労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の事業所で働いている人、又は下請として他の会社など別経営の事業所から来て働いている人をいう。

6 本所・支所の別

単独事業所……他の場所に同一経営の本所(本社・本店)や支所(支社・支店)を持たない事業所。

本所(本社・本店)……他の場所に同一経営の支所・支社・支店などがあって、それらの全てを統括している事業所。

支所(支社・支店)……他の場所にある本所(本社・本店)の統括を受けている事業所。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所とする。

7 開設時期

事業所が現在の場所で事業を始めた年をいう。

8 会社企業

会社企業とは、本所が本県内にあるものをいい、単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業となる。

なお、経営組織は株式会社、有限会社、合名会社、合資会社及び相互会社の区分になる。

9 企業産業分類

企業単位の産業分類で、支所を含めた企業全体の主な事業の種類（企業全体の過去1年間の総収入額又は総販売額の最も多いもの）により分類している。

10 資本金額

株式会社及び有限会社については資本金の額、合名会社及び合資会社については出資金の額、相互会社については基金の額をいう。

11 広域圏の範囲

広 域 圏 名	市 町 村 名
仙 南	白石市、角田市、刈田郡（蔵王町、七ヶ宿町）、柴田郡（大河原町、村田町、柴田町、川崎町）、伊具郡（丸森町） （2市7町）
仙 台	仙台市（青葉区、宮城野区、若林区、太白区、泉区）、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、亶理郡（亶理町、山元町）、宮城郡（松島町、七ヶ浜町、利府町）、黒川郡（大和町、大郷町、富谷町、大衡村） （5市8町1村）
大 崎	古川市、加美郡（色麻町、加美町）、志田郡（松山町、三本木町、鹿島台町）、玉造郡（岩出山町、鳴子町）、遠田郡（涌谷町、田尻町、小牛田町、南郷町） （1市11町）
栗 原	栗原郡（築館町、若柳町、栗駒町、高清水町、一迫町、瀬峰町、鶯沢町、金成町、志波姫町、花山村） （9町1村）
登 米	登米郡（迫町、登米町、東和町、中田町、豊里町、米山町、石越町、南方町） （8町）
石 巻	石巻市、桃生郡（河北町、矢本町、雄勝町、河南町、桃生町、鳴瀬町、北上町）、牡鹿郡（女川町、牡鹿町） （1市9町）
気仙沼・本吉	気仙沼市、本吉郡（志津川町、津山町、本吉町、唐桑町、歌津町） （1市5町）

利用上の注意

- 1 第11回日本標準産業分類（平成14年3月改正）により，平成13年の民営事業所総数から「個人経営」のもやし製造業は除外した。
- 2 新設の分類項目については，組み換えのできなかったものがあり，この場合，その分類項目を「...」で表した。
- 3 該当数字がないもの，及び増加率について分母が「0」で計算できないものは「-」で表した。
- 4 年率は，各回の調査に実施日が異なるため，次の式により算出した。

$$\text{年率（％）} = \left\{ \left(\frac{N1}{N0} \right)^{12/m} - 1 \right\} \times 100$$

N1 : 当該調査年の調査結果（事業所数，従業者数）

N0 : 前回調査年の調査結果（事業所数，従業者数）

m : N1とN0の間の月数

mの値 昭和50年 = 32.5 昭和53年 = 37 昭和56年 = 36.5

昭和61年 = 60 平成3年 = 60 平成6年 = 33 平成8年 = 30

平成11年 = 33 平成13年 = 27 平成16年 = 32

- 5 異動状況別の割合は，それぞれ次式により算出した。
存続事業所割合 = 存続事業所数 ÷ 当該調査事業所数 × 100
新設事業所割合 = 新設事業所数 ÷ 当該調査事業所数 × 100
廃業事業所割合 = 廃業事業所数 ÷ 前回調査（民営）事業所数 × 100
- 6 廃業事業所の従業者数は平成16年6月1日現在のものである。
- 7 *が付された産業分類項目名は，短縮したものである。正式な産業分類項目名は，産業分類一覧表（95～101ページ）を参照のこと。
- 8 今回の調査は，商業統計調査と同時に実施した。そこで，商業統計調査の対象である卸売業及び小売業の産業（中・小）分類の数値に関しては，商業統計調査による結果を用いた。商業統計調査の産業分類の格付方法は，従来の事業所・企業統計調査のそれとは異なる。そのため，平成13年の調査結果と比較（増減数及び増減率）を行った場合には，この格付け方法の違いが出てしまう。よって，増減数及び増減率については「 」で表した。
- 9 小数は，小数点第2位で四捨五入し，小数点第1位で表した。よって，構成割合では，個々を合計すると100%にならないものもある。